

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○大規模小売店舗立地法により県が意見述べた件三件	三〇六	○福島県指定重要無形文化財の保持者の認定は解除されたものとする件	三〇七
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	三〇六	○福島県指定重要無形文化財の指定は解除されたものとする件	三〇七
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件	三〇七	○公金の収納の事務を委託した件	三〇七
		○平成二十一年三月二十七日付け号外第二十三号中	三〇八

告 示

福島県告示第三百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年五月十二日から同年六月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル太平寺店 福島市太平寺字附屋敷四十九番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

福島県教育委員会

○福島県指定重要無形文化財の保持者の認定は解除されたものとする件

三〇七

○福島県指定重要無形文化財の指定は解除されたものとする件

三〇七

福島県警察本部

○公金の収納の事務を委託した件

三〇七

正 誤

○平成二十一年三月二十七日付け号外第二十三号中

三〇八

福島県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年五月十二日から同年六月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ハシドラッグ南福島店 福島市太平寺字兒子塚五十二番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年五月十二日から同年六月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年五月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル希望ヶ丘店 郡山市大槻町字菅田五番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成二十一年五月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称
柳町
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標

柱十二号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
いわき市平中山

字諏訪下 百二十四番二
字柳町 百十七番一
百二十二番
百二十五番
百二十六番
百二十七番七
八十一番一
七十四番
四十一番一
十六番
七番

一号
二号
三号及び四号
五号
六号
七号
八号
九号
十号
十一号
十二号

(砂防課)

公 告

公告第二百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、本宮市から本宮都市計画ごみ焼却場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年五月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第二百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、本宮市及び大玉村から本宮都市計画ごみ処理場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十一年五月十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第三号

次の福島県指定重要無形文化財の保持者の認定は、福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第十五条第七項の規定により、解除されたものとする。
平成二十一年五月十二日

福島県教育委員会

名称	保持者	住 所	解除されたものとする日
消金地	金川 秀吉	会津若松市大町二丁目二番四二号	平成二十二年四月一三日

(文化財課)

福島県教育委員会告示第四号

次の福島県指定重要無形文化財の指定は、福島県文化財保護条例(昭和四十五年福島県条例第四十三号)第十五条第六項の規定により、解除されたものとする。
平成二十一年五月十二日

福島県教育委員会

名	称	解除されたものとする日
消金地		平成二十二年四月一三日

(文化財課)

福島県警察本部

福島県警察本部告示第18号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。
平成21年 5月12日

平成21年 5月12日

福島県警察本部長 久保潤二

- 1 委託した事務の範囲及び内容
パーキング・メーターの手数料収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
(1) 名称 社団法人福島県交通安全協会
(2) 所在地 福島県福島市町庭坂字大原1番地の1
- 3 収納の事務を委託する期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(会計課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤

○平成二十一年三月二十七日付け号外第二十三号中

四	上	一一	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令	中小企業者と農林漁業との連携による事業活動の促進に関する法律施行令
---	---	----	------------------------------------	-----------------------------------